

　　　　　　　　　　　　　　　会則

　　　患者のウェル・リビングを考える会

**会則**

第１条　（名称）

本会の名称を「患者のウェル・リビングを考える会」とする。

第２条　（事務所）

本会は事務所を神戸市須磨区行幸町１丁目１−３７−６０５　に置く。

第３条　（目的）

医療は患者と医療者が共同で行うものであるという考えのもと、研究会や勉強会などを開催することによって，市民がみずから生老病死を考えることができるような機会を提供する。また、さまざまな研究機関や専門組織と連携して研究会やシンポジウムを開催し、市民の視点にたった医療•福祉の実現を目指す。

第４条　（事業）

本会は，前掲の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 各種ワークショップの企画と運営
2. さまざまな研究機関や専門組織と連携して研究会、シンポジウムなどを開催し、市民の視点にたった医療のあり方を探る。
3. 書評カフェ、メディカルカフェ、おひとりさまカフェを通じ，市民との対話の促進やネットワークづくりを行う。
4. 組織の活動を社会に普及させるため，活動に関する情報提供や活動報告をウェブサイトで発信する。

第５条　（会員）

本会の会員は活動会員と一般会員とする。

1. 活動会員

当会の目的に賛同し入会し、当会の活動に参加する個人

1. 一般会員

当会の主催する会に参加し、賛助するために入会した個人

第６条　（入会）

本会に入会を希望するものは、運営委員の承認を経て，当該年度の会費を添えて事務局に提出する。

第７条　（退会）

本人が退会を申し出た場合、または１年以上会費を納入していない場合は退会となる。

第８条　（会員の権利）

会員は本会のあらゆる事業に参加することができ、「会報」の配布を受けることができる。

第9条（会費）

会員は年会費として１０００円払わなければならない。

第10条　（役員）

本会の活動を行うために運営委員をもうけ、次の役員を置く。

1. 代表１名および副代表１名は、会員に関する情報管理、運営に関する管理、郵便および

メールでの問い合わせへの対応、他団体との渉外を担当する。

1. 事務局は参加者に関する情報管理、文書管理、通信事務、会計を担当する。
2. 広報はホームページの管理を担当する。
3. 研修担当は，活動計画書、企画書の作成、書籍の管理を行う。
4. アドバイザーは，会の活動に関する助言、協力を行う。

第11条　（運営委員）

運営委員は，本会の事業運営に責任を負う。

第12条　（運営委員の決定）

運営委員は本会員が自主的に立候補し、代表の承認を受け、決定される。

第13条　（役員の任期）

役員の任期は１年とする。ただし、重任はさまたげない。

第14条　（運営委員会）

運営委員会は，運営委員が必要と認めたときに行い、本会の事業を行うための諸事情について討議する。

第15条　（各種委員会）

本会の各種事業を遂行するために、そのつど会員から実行委員を募り、実行委員会を組織する。

第16条　（事業年度）

本会の事業年度は，毎年４月１日に始まり、翌年の３月３１日に終る。

第17条　（補則）

1. 本会への問い合わせの窓口として住所および電子メールアドレスをそれぞれ設置する。
2. これらの窓口は事業連絡のみで、相談教務は行わない。

第18条　（付則）

本会則は，２０１１年４月より発行する。